平成２３年（フ）第１５４０号
堺市南区桃山台１丁５番９―202号
債務者　大谷　玉代
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
広島県三次市畠敷町886番地１　岡部アパート１－２
債務者　兼政　哲人
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第６０号
北海道野付郡別海町別海川上町２番地の121
債務者　大森　　勝
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第６１号
北海道野付郡別海町別海川上町２番地の121
債務者　大森　紀子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１６９号
長崎県諫早市栗面町770番地32　県住Ｂ棟105号、前住所長崎県諫早市森山町唐比西446番地
債務者　渡邉　知佳
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２８０９号
神奈川県綾瀬市上土棚中５丁目４番17―307号
債務者　上田　輝幸
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９０６号
横浜市金沢区富岡東２丁目５番２―106号
債務者　岡本　　實
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９４４号
神奈川県大和市西鶴間４丁目７番32号　ハーヴィーフラット101
債務者　切口　智己（旧姓梅津）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９５３号
神奈川県大和市福田３丁目５番地３
債務者　台丸谷　滿
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９５４号
神奈川県大和市福田３丁目５番地３
債務者　台丸谷君代
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０２０号
横浜市戸塚区下倉田町131番地　第５山仁ビル403号
債務者　時川恵美子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０３６号
横浜市旭区中希望が丘144番地　希望が丘第２コーポラスＤ棟224号
債務者　松田　綾子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０６７号
神奈川県海老名市杉久保北５丁目23番５号
株式会社イディア社宅301
債務者　森田　祐二
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０７３号
神奈川県藤沢市藤沢1059番地の４　堀内荘205号
債務者　三羽　國弘
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第５５６号
奈良県生駒市東新町３番３号
破産者　大陽興産株式会社
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６５号
最後の住所福岡県糟屋郡須恵町大字須恵184―24
破産者　亡田原幹生相続財産
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部